

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年4月17日

【会社名】 株式会社ファンドクリエーショングループ

【英訳名】 Fund Creation Group Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田島 克洋

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町一丁目4番地

【電話番号】 03-5212-5212

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 阪本 浩司

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町一丁目4番地

【電話番号】 03-5212-5212

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 阪本 浩司

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 3,990,000円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額
717,990,000円

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	70,000個(新株予約権1個につき普通株式100株)
発行価額の総額	3,990,000円
発行価格	本新株予約権1個当たり57円 (本新株予約権の目的である株式1株当たり0.57円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2019年5月8日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ファンドクリエーショングループ 経営企画部 東京都千代田区麹町一丁目4番地
払込期日	2019年5月8日
割当日	2019年5月8日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 日比谷支店 東京都港区西新橋一丁目3番1号

- (注) 1. 株式会社ファンドクリエーショングループ第8回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)は、2019年4月17日付の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとし、払込期日に払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
割当予定先の状況については、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式7,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「(注)6. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期」に定義する。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。 3 行使価額の修正頻度：行使の際に別記「(注)6. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期」記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。 4 行使価額の下限：当初62円 5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式7,000,000株(本有価証券届出書提出日現在の発行済株式総数37,492,371株に対する割合は18.67%)、割当株式数は100株で確定している。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(3)号に定義する。))にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)：437,990,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照。)
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権付株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式7,000,000株とする(本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は、100株とする。)。ただし、本欄第2項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 (1) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額(同欄第1項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 (2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。 (3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。 (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

<p>新株予約権の行使時の 払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額</p> <p>(1) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初102円とする。ただし、行使価額は本欄第 2 項又は第 3 項に従い修正又は調整される。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正される。</p> <p>(2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に本欄第 3 項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。</p> <p>(3) 本項第(1)号及び第(2)号による算出の結果得られた金額が下限行使価額(以下「下限行使価額」という。)である62円を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。ただし、下限行使価額は本欄第 3 項に従い調整される。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式にかかり増加した当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用する日については、次に定めるところによる。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価(本項第(3)号 に定義する。本項第(4)号 を除き、以下「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合 調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>
----------------------------	---

<p>新株予約権の行使時の 払込金額</p>	<p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)</p> <p>調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本項第(3)号 に定義する。)が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。</p> <p>取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本 において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合</p> <p>() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。</p> <p>() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日以前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。</p>
----------------------------	--

<p>新株予約権の行使時の 払込金額</p>	<p>本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>時価は、調整後行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)</p> <p>本項第(2)号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(2)号及び第(4)号にかかわらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後行使価額を適用する日が、本欄第2項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。</p>
----------------------------	---

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	717,990,000円 上記金額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。そのため、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記発行価額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記発行価額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2019年5月9日から2022年5月6日(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。 3 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 日比谷支店 4 新株予約権の行使請求及び払込の方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本新株予約権を行使する場合には、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)又は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第2条第4項に定める口座管理機関(以下「口座管理機関」という。)に対し行使請求に要する手続きを行い、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権の行使期間中に機構により本欄第1項に定める本新株予約権の行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)に行使請求の通知が行われることにより行われる。 (2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。 (3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、別記「(注)1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由(2)本新株予約権の商品性」に記載のとおり、当社は割当予定先との間において、本新株予約権の行使等について規定したファシリティ契約(以下「ファシリティ契約」という。)を締結する予定である。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり57円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画(以下「組織再編行為」という。)が当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり57円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。 3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(銀行休業日である場合には、その翌銀行営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額にて、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。ただし、別記「(注)1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (3)本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、本新株予約権に係る株式会社ファンドクリエーショングループ第8回新株予約権買取契約書(以下「本新株予約権買取契約」という。)において、割当予定先は、当社取締役会の承認がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「投資家のニーズに立脚した魅力的なファンドの開発」を事業コンセプトに、創業以来、常に時代に先駆けたユニークな金融商品の開発と提供を行ってまいりました。創業翌年の2003年11月には東京都心部の賃貸マンション等から得られる家賃収入を収益源として毎月分配を行う不動産ファンド「レジット不動産証券投資信託」の運用を開始、また、2004年12月には「FCチャイナトラスト・チャイナエクスプレス中国不動産ファンド1号」の運用も開始し、時代に先駆けて中国不動産ファンドを個人投資家に販売するなど、常に独創的なファンド開発を行い投資家に提供しております。不動産ファンド以外の分野についても、2004年6月から中国A株を投資対象とするファンドの運用を開始し、その後も複数の中国株ファンドの開発を行ったほか、投資家の注目が中国から周辺諸国へ移り始めた時期には、2006年9月に運用を開始したベトナム株を始めとする成長期待の高い東南アジアの各株式市場を対象とした外国証券ファンドをいち早く開発するなど、これまでにないファンドを時代の変化に合わせて開発しております。

近年では、再生可能エネルギーの必要性が高まる中、太陽光発電設備についてグリーン投資減税が適用されることとなったことから、即時償却の制度を利用した太陽光発電ファンドの開発を行い企業オーナー等の富裕層顧客への販売を開始し、また、都心部の不動産を活用した相続税対策ファンドを開発・販売、さらに、2018年には米国不動産を活用した商品の販売や、インバウンド需要で増加する民泊事業等を対象とした民泊等宿泊事業ファンドの開発・販売など、現在も新たな投資資産・投資スキームを用いたファンド開発への取り組みを継続しております。

当社グループでは、魅力的なファンドの提供に向けた人材育成にも鋭意取り組んでおりますが、同時にファンドの開発・販売にあたっては、外部リソースも積極的に活用しております。ファンドの開発においては、弁護士・公認会計士・税理士等の外部アドバイザーから多くの知見を得ており、また、ファンドの販売においては大手証券会社や金融機関とともに、富裕層のお客様との関係が深い全国の税理士法人や会計事務所とビジネスマッチング契約を結ぶことで、多くの顧客をご紹介いただいております。こうした外部に構築したネットワークも当社グループの大きな強みとなっております。

当社グループといたしましては、今後も上記の事業コンセプトに基づき事業を推進してまいりますが、これからの中長期的な当社グループの成長を考えた場合、当社グループの事業基盤及び財務基盤をより強化・拡充することは喫緊の課題であると考えております。こうした認識のもと、迅速かつ機動的に成長機会を捕捉するために有効かつ重要な戦略的方策として、M&A及び資本業務提携(以下、「M&A等」という。))が有用であると当社グループは考えております。当社グループの既存事業とのシナジー効果が見込まれる企業・事業(上記の民泊業界のベンチャー企業との資本業務提携から生まれた民泊等宿泊事業ファンドの場合などを含む。)を一義的にはM&A等の候補先として検討してまいりますが、その他にも事業承継等に関わるM&Aの実施による新規事業、新規ビジネスのシーズ(新規事業を推進していく上で必要となる技術、能力、人材及び設備等をいう。)となる企業・事業についても併せて候補先として検討してまいります。

なお、現時点において具体的に計画されているM&A等はないものの、これまでの経験から手元資金の十分性や機動的な資金調達ができるか否かが、希少なM&A等の機会を結実させる上で極めて重要な要素であり、潜在的なM&A等の機会を逸せず対応するためにも、予め一定資金を確保しておくことが肝要と考えております。当社では、その実現に向けた方策を慎重に検討した結果、本新株予約権による資金調達を行うことを決定いたしました。本新株予約権による資金調達とその資金使途であるM&A等の実現により、当社グループの企業価値を向上させることは、既存株主の皆様の利益に資するものと判断しております。当社グループの成長と財務基盤の強化により、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの利益の最大化に努めてまいります。また、本新株予約権による希薄化率については、最大でも本有価証券届出書提出日現在における発行済株式数対比18.67%となっております。これは東京証券取引所の定める企業行動規範の理念を尊重し、また第三者割当による新株予約権発行の他社事例を参考に当社株式の希薄化に配慮した一方で、上記のように将来のM&A等のための一定資金を調達することを目的に決定したものであり、現時点で具体的に計画しているM&A等がないため、本新株予約権により予定している資金調達額は、実際のM&A案件等での投資金額に対応したものではありません。そのため、本新株予約権による資金調達額は、実際のM&A等に関わる投資金額を下回る或いは上回る可能性があります。

今回の資金調達による具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、別記「2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載しております。

(2) 本新株予約権の商品性

本スキームにおいては、割当予定先に対して行使価額修正条項付新株予約権70,000個を第三者割当により発行いたします。当社にとっては、割当予定先からの本新株予約権の権利行使の都度、資金調達及び資本増強が行われる仕組みとなっております。

本新株予約権の行使価額は、当初102円ですが、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。)に修正されます。ただし、かかる修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。

割当予定先は、当社の取締役会の承認がない限り、本新株予約権買取契約に基づき割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。

割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

なお、本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられています(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。

また、当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結するとともに、下記概要のファシリティ契約を締結する予定です。

(ファシリティ契約に基づく本新株予約権の行使の条件について)

2019年5月9日から2022年4月6日までの期間(以下「ファシリティ期間」という。)においては、当社取締役会又は取締役会の決議により取締役会から委任を受けた代表取締役社長が必要と認めない限り、割当予定先は権利行使ができません。なお、ファシリティ期間経過後、行使期間満了までは割当予定先は当社の許可なく権利行使が可能となっております。

割当予定先は、ファシリティ期間において当社が定める割当予定先が本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使可能期間」という。)中に限り、行使可能期間中に割当予定先が行使することができる本新株予約権の個数(以下「行使可能個数」という。)を上限として、本新株予約権を行使することができます。当社は、行使可能期間及び行使可能個数を定めた場合、行使可能期間開始日の前取引日(東京証券取引所の取引日をいう。以下同じ。)までに、行使可能期間開始日、行使可能期間終了日及び行使可能個数を指定し、割当予定先に通知いたします(かかる通知を、以下「行使可能通知」という。)

割当予定先との協議の結果、1回の行使可能通知に定める行使可能個数は、2,000個(その時点で残存する本新株予約権の個数が2,000個未満の場合は、当該残存個数)を下回ってはならないこととしました。また、いずれの行使可能通知についても、行使可能期間終了日は、行使可能期間開始日の5取引日後以降に到来する取引日とします。

当社は、ファシリティ期間中、何度でも行使可能通知を行うことができます。また、行使可能期間内においても、5取引日前までに新たな行使可能通知を行うことにより、行使可能期間及び行使可能個数を変更することができます。

割当予定先は、当社が指定した行使可能期間及び行使可能個数の範囲内で自由裁量により複数回に分割して権利行使を行うことが可能です。なお、割当予定先は、当社が行使可能通知を行った場合においても、本新株予約権を行使する義務を負うものではありません。

当社は、5取引日前までに通知を行うことにより、行使可能通知を撤回することができます(かかる通知を、以下「撤回通知」という。)

当社は、当社に重要事実等が生じた場合には、かかる事実等について公表がされた後でなければ、行使可能通知、撤回通知を行うことができません。

当社は、行使可能通知又は撤回通知を行った際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

(ファシリティ契約に基づく取得請求について)

2021年5月10日(同日を含む。)以降のいずれかの取引日に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合において、当該取引日以降の取引日、又は2022年4月8日(同日を含む。)以降2022年4月15日(同日を含む。)までの期間内の取引日のいずれかにおいて、割当予定先は、当社に対し、本新株予約権の取得を請求する旨の通知(以下「取得請求通知」という。)を行うことができます。

割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権の全部を取得しなければなりません。

(3) 本新株予約権を選択した理由

当社は、本「(注)1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (1)資金調達の主な目的」に記載した内容を実行するために、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。当社としては、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強が行えること、資金調達の柔軟性が確保された手法であるかを重視いたしました。

結果、本「(注)1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (2)本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権並びに割当予定先と締結する予定のファシリティ契約及び本新株予約権買取契約の内容を考慮して、本スキームが当社にとって最良の資金調達方法であると判断いたしました。

(本スキームの特徴)

希薄化への配慮

割当予定先と当社との間で締結する予定のファシリティ契約により、割当予定先はファシリティ期間においては、当社の通知なく権利行使が行えない仕組みとなっており、当社による希薄化のコントロールが一定程度可能となります。

最大希薄化が固定されていること

本新株予約権の目的である普通株式数は7,000,000株で一定であり、最大増加株式数は固定されております。なお、7,000,000株は、本有価証券届出書提出日現在における発行済株式数対比18.67%となります。

株価上昇によるメリットが享受できること

行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には調達額が増大するメリットを享受できます。

流動性の向上

割当予定先において、本新株予約権の権利行使により発行される株式が市場にて売却されることにより流動性の向上が期待できます。

資金調達の柔軟性

本新株予約権の払込金額(発行価額)と同額の金銭を対価として、いつでも本新株予約権の全部を取得できます。これにより、将来、本新株予約権による資金調達の必要なくなった場合や当社が別の資金調達方法が望ましいと判断した場合には、当社の裁量により切替えを行うことができ、今後の資本政策の柔軟性が確保されております。

譲渡制限

割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく、本新株予約権買取契約に基づき当社以外の第三者に本新株予約権を譲渡することはできません。

また、本スキームには下記のデメリットが存在しますが、上記のとおり、当社にとって当該デメリットを上回る優位性が評価できるものと考えております。

(本スキームのデメリット)

本新株予約権の発行時点では資金調達・資本増強とはならず、権利行使の進捗によって当該目的が実現できることとなります。特にファシリティ契約によって当社が行使可能通知を行っても、割当予定先は権利行使を行う義務を負っておらず、市場環境等を考慮しながら権利行使を行うスキームとなっており、権利行使が完了するまでには一定の期間を要することが想定されます。また、割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は残存する本新株予約権の全部を取得するため権利行使が行われないこととなります。

株価が下落した場合には、調達額が予定額を下回る可能性があります。

割当予定先が権利行使請求により取得した株式を売却した場合には、株価下落の要因となりえます。

第三者割当形態となるため、資金調達を行うために不特定多数の新規投資家を幅広く勧誘することはできません。

本新株予約権を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達方法と比較検討を行った結果、本スキームが現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

(他の資金調達方法との比較)

公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、資金調達ニーズの発生を受けてから、公募増資による資金調達の準備を開始した場合には、公募増資は一般的に1ヶ月から2ヶ月程度の準備期間を要するため、資金調達ニーズの発生から実際に資金調達が行われるまで、相当程度の期間が必要となります。

第三者割当による新株式発行との比較

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、割当先が相当程度の議決権を保有するため、当社の株主構成やコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があるものと考えております。

第三者割当型転換社債型新株予約権付社債との比較

第三者割当型転換社債型新株予約権付社債(以下「CB」という。)は、様々な商品設計が考えられます。一般的には割当先による転換権の行使が制限されないため、当社は希薄化をコントロールできませんが、本スキームでは、割当予定先と当社との間で締結予定のファシリティ契約により、割当予定先は、ファシリティ期間において、当社が必要と認めない限り権利行使ができない仕組みとなっているため、当社による希薄化のコントロールが一定程度可能となります。また、転換価額が固定されているCBは、株価が転換価額より上昇しない限り転換が進捗せず資本増強目的が達成できないことが懸念されます。一方、株価に連動して転換価額が修正されるCBは、一般的には転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

ライツ・オフリングとの比較

いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがあります。コミットメント型ライツ・オフリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングでは、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不相当であると判断いたしました。

その他の商品性の第三者割当型新株予約権との比較

第三者割当型新株予約権は、様々な商品設計が考えられます。例えば、権利行使価額が固定の新株予約権では、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗せず資金調達目的が達成できないことが懸念されます。加えて、株価上昇時には当社はその株価上昇メリットを享受できません。また、ファシリティ契約の付かない新株予約権は、割当予定先の裁量で自由に新株予約権の行使が可能となることから、当社が資金調達及び希薄化のタイミングをコントロールすることができません。

借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容
- 当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約において、別記「(注)1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (2)本新株予約権の商品性ファシリティ契約に基づく本新株予約権の行使の条件について」及び同「ファシリティ契約に基づく取得請求について」並びに別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 2 株券等の譲渡制限」に記載の内容以外に、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせません。また、割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行うことを合意します。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、2019年11月3日までの間、本新株予約権が存する限り、割当予定先の事前の書面による承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨を合意します。

発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。

ストックオプションプランに基づき、当社の普通株式を買い取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。

本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。

本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。

合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式数の10%未満を上限として普通株式を発行又は処分する場合。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期
本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(2)号記載の口座に入金された日(以下「修正日」という。)に発生します。
7. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。
8. 読み替えその他の措置
当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等
本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。
10. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
717,990,000	8,000,000	709,990,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(3,990,000円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(714,000,000円)を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用の内訳は、価額算定費用、登記費用、書類作成費用、その他弁護士費用等です。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額709,990,000円について、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
M & A 及び資本業務提携に関わる費用	709,990,000	2019年5月～2022年5月

(注) 支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管する予定であります。

当社は、今回の調達資金を、当社グループの成長機会を迅速かつ機動的に実現するためのM & A等に関わる費用に充当する予定です。M & A等の対象先の選定にあたっては、以下を想定しています。

なお、大型企業に対するM & A等の場合など、実際に投資する金額が上記差引手取概算額を超える場合には、当社グループの企業価値向上と株主の皆様の利益に資するか否かを慎重に検討した上で、金融機関等からの借入(M & A等の相手方資産を対象とした借入を含む)や他の出資者と共同して行うM & A等など、その時点で適切と考える対応を検討及び実行する所存です。

既存事業とのシナジー効果創出に関わるM & A等

当社グループにおける既存事業とのシナジー効果が見込まれる企業とのM & A等を、迅速かつ機動的に成長機会を捕捉するための有効かつ重要な戦略的方策として位置づけております。当社グループでは別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、これまでに様々なファンドの開発を行い、投資家の皆様を提供してまいりました。今後も継続して魅力的なファンドの開発を行っていくためには、ファンド開発能力のさらなる強化、マーケティング力の強化、ファンドの投資対象資産のソーシング能力の強化などを図っていくことが必要となります。このような機能及び能力を有する企業を対象としたM & A等の実施は、当社グループの企業価値向上に直結するものと捉え、積極的に検討してまいり所存です。

また、投融資資産のアセットマネジメント業務を行っている企業につきましても、既存事業とのシナジー効果創出に関わるM & A等の対象として検討してまいります。アセットマネジメントフィーは、ファンド資産残高、受託資産残高に応じて安定的に得られる収入であるため、その資産残高の拡大は当社グループの事業基盤の拡充に直結するものであるためです。

事業承継等に関わるM & A

当社グループの既存事業とは異なる事業を行い、当社グループの今後の新規事業、新規ビジネスのシーズとなる企業・事業につきましても、M & A対象企業としてまいります。具体的には事業承継等に関わるM & Aを検討してまいります。

長年の経営により、優れた技術や顧客・営業基盤等を有しながら、後継者不足などの要因により廃業を余儀なくされる企業が現在の日本においては多数存在しております。特に、事業承継等のニーズが高いと考えられる地方においては、当該企業における事業の継続は、従業員の雇用の継続、地域経済の維持等に貢献するものと考えております。

また一方で、創業間もないスタートアップ企業においても、優れたビジネス・モデルを構築しながら、営業力の強化や財務会計・労務管理などのバックオフィス機能の強化を自社で行うことができず、その強化を望んでも自社内に人的リソースやビジネス上のネットワークを有しないために、その実現が困難な企業も多数存在しております。一般的に事業承継という場合、長年の歴史を有する企業の後継者問題として語られることが多いかと思われませんが、当社グループでは創業間もないスタートアップ企業の事業を承継し継続することも広い意味での事業承継であると考えております。

いずれの場合においても、こうした企業の事業を継続していくことは国内経済にとって重要な課題であると考えており、当社グループが、事業承継等に関わるM & Aを行うことによって当該企業の成長性の付加又は事業再生を図ってまいります。当社グループ自身がベンチャー企業として立ち上げを経験し、その後、各種社内インフラの構築、外部ネットワークの構築を行うことにより現在にいたっております。こうした経験と構築した社内インフラ、外部ネットワークの活用というソリューションに、当社の上場企業としての社会的信用を加味することで、M & Aの実施先企業の企業価値を高め、ひいては当社グループ全体の企業価値の向上を図っていきたくております。

なお、M & A 案件のソーシングについては、自社での情報収集のほか、従来からファンド等の販売ネットワークとして関係を構築してまいりました税理士法人、会計事務所、地方金融機関等を通じて案件情報を取得していく予定であります。

当該企業を対象にM & A を行うことにより、当社グループに優れた事業性を有する新規事業として取込んでいくことを計画しております。また、当該企業の事業運営を通じて様々な知見及びノウハウを取得することにより、将来的な事業承継ファンドの創設等も検討してまいりたいと考えております。

上記 及び については、いずれかが優先するものではなく、同時に複数の案件情報を取得した場合には、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの利益の最大化を基準として、M & A 等の可否を判断してまいります。当該M & A 対象企業の事業性及び企業価値を十分に吟味し、当社グループの企業価値向上に繋がると考える案件を優先的に、状況によっては複数案件を並行して検討してまいります。現時点において、新たなM & A 等について具体的に計画している案件はありませんが、今後、案件が具体的に確定した場合又は変更された場合等、進捗に伴い適切なタイミングで開示を行ってまいります。また、上記支出予定期間中に調達金額分のM & A 等を実施しなかった場合、当該期間の経過後も引き続きM & A 等に関わる費用に充当する予定ですが、M & A 等の機会が限定的であることを鑑み、その後も長期に亘ってM & A 等の実現が見込まれず、調達資金が滞留する可能性がある場合には、M & A 等に抛らない当社グループの成長に向けて、自社グループ内での新規事業の開発に充当する可能性があります。実際のM & A 等に関わる投資金額が上記差引手取概算額を超える場合につきましては、上記のように他の資金調達手段などその時点で適切と考える対応を検討及び実行する所存です。

また、市場における当社株価の動向等によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、資金調達計画の見直しを行う可能性があります。

なお、資金使途の変更や資金調達計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要

名称	大和証券株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第26期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月28日関東財務局長に提出 半期報告書 事業年度 第27期中 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日) 2018年12月13日関東財務局長に提出

b . 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (2018年11月30日現在)	41,000株(間接保有分含む)
	割当予定先が保有している当社の株式の数 (2018年11月30日現在)	200株
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引等関係	当社の主幹事証券会社であり、富裕層向けビジネスにおける連携を行っています。	

c. 割当予定先の選定理由

当社は、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 (注)1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (3)本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、資本性調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行ってきましたが、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強を行い、資金調達の柔軟性を確保したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、大和証券株式会社より本新株予約権の提案を受けたことから、同社を割当予定先として選定しました。

また、同社が、当社の主幹事証券会社であり、富裕層向けビジネスにおける連携を行うなど当社と良好な関係を構築してきたこと、国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社普通株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 (注)1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (3)本新株予約権を選択した理由」に記載の本資金調達方法の特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である大和証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である当社普通株式の総数7,000,000株です。

e. 株券等の保有方針

割当予定先は、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとし、また、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定です。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、制限超過行使を割当予定先に行わせないことを合意します。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が2018年12月13日付で関東財務局長宛に提出した半期報告書(第27期中)の2018年9月30日における貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

割当予定先の親会社である株式会社大和証券グループ本社は東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公表しております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。さらに、警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等、割当予定先である大和証券株式会社との面談によるヒアリングにおいて確認しております。また、同社は、上場企業が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しております。

これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、当社の取締役会の承認がない限り、割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。ただし、割当予定先は、当社の普通株式(本新株予約権の権利行使により取得したものを含む。)を第三者に譲渡することは妨げられません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠及び発行条件が合理的であると判断した根拠

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及びファシリティ契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号)(以下「赤坂国際会計」という。)に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及びファシリティ契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提(当社の株価(102円)、当社株式のボラティリティ(44.1%)、配当利回り(1.0%)、無リスク利率(0.1%)、当社の資金調達需要が一様に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社による行使可能通知が実施されること、当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、割当予定先は行使可能通知が実施された場合に株価が権利行使価額を上回っている限り市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること等)を置き評価を実施しました。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額57円を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権1個の払込金額を評価額と同額の金57円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2019年4月16日)の当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である62円を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額を考慮して算定された評価額に基づき決定された本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。なお、本新株予約権の行使価額の修正比率90%は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て設定しました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、本新株予約権の払込金額は算定結果である評価額と同額であり、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、適正かつ妥当な価額であり、本新株予約権の発行は割当予定先に対する有利発行には該当しないものと判断しております。

また、当社監査役全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でなく適法と判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達において、本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数は最大7,000,000株（議決権70,000個）であり、当社の本有価証券届出書提出日現在の発行済株式総数37,492,371株に対して18.67%、2018年11月30日現在の総議決権374,640個に対して18.68%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達は、当社グループの業容を拡大し、今後の収益性の向上や企業価値の向上に寄与し、既存株主を含めた株主全体の利益につながることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたしました。

また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は204,111株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していることや、割当予定先との間で締結する予定のファシリティ契約により、当社は、資金需要に応じて本新株予約権の行使をコントロールすることが可能であることから、本新株予約権の発行は市場に過度の影響を与える規模ではないと判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権の行使により、大株主の状況が次のとおり変動する見込みであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総議 決権数に對す る所有議決権 数の割合
田 島 克 洋	東京都港区	14,052,400	37.51%	14,052,400	31.60%
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目 9番1号	200	0.00%	7,000,200	15.74%
有限会社 T's Holdings	東京都港区六本木1丁目9番 18号	4,800,000	12.81%	4,800,000	10.80%
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目20 番3号	1,980,000	5.29%	1,980,000	4.45%
北 村 宗 生	愛知県名古屋市中川区	577,000	1.54%	577,000	1.30%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4 番地	381,400	1.02%	381,400	0.86%
大 塚 忠 彦	東京都港区	306,000	0.82%	306,000	0.69%
井 上 光 子	島根県松江市	233,200	0.62%	233,200	0.52%
井 形 宝 寿	埼玉県さいたま市見沼区	225,300	0.60%	225,300	0.51%
長 谷 川 郷 一	東京都日野市	176,000	0.47%	176,000	0.40%
計	-	22,731,500	60.68%	29,731,500	66.87%

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2018年11月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。なお、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しており、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

3. 割当予定先である大和証券株式会社の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、本件の他に新株式発行・自己株式取得を行わないと仮定した場合の数となります。ただし、別記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は割当を受けた本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であり、当社普通株式を長期間保有する意思を有しておりません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第10期)及び四半期報告書(第11期第1四半期)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在(2019年4月17日)までの間に生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在(2019年4月17日)において変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第10期)の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在(2019年4月17日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2019年3月1日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

2019年2月27日開催の当社第10回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年2月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円 総額37,492,371円

2. 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年2月28日

第2号議案 取締役4名選任の件

田島克洋、阪本浩司、佐藤貴夫及び辻敏樹を取締役に選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

石垣敦朗を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成の割合
第1号議案 剰余金処分の件	247,780	1,379	0	(注)1	可決 (99.45%)
第2号議案 取締役4名選任の件					
田島 克洋	247,473	1,720	0	(注)2	可決 (99.31%)
阪本 浩司	247,373	1,820	0		可決 (99.27%)
佐藤 貴夫	247,378	1,815	0		可決 (99.27%)
辻 敏樹	247,396	1,797	0		可決 (99.28%)
第3号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)2	
石垣 敦朗	247,695	1,496	0		可決 (99.40%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 2017年12月1日 至 2018年11月30日	2019年2月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第11期第1四半期)	自 2018年12月1日 至 2019年2月28日	2019年4月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年2月27日

株式会社ファンドクリエーショングループ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	村	茂
--------------------	-------	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂	本	潤
--------------------	-------	---	---	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンドクリエーショングループの2017年12月1日から2018年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファンドクリエーショングループ及び連結子会社の2018年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ファンドクリエーショングループの2018年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ファンドクリエーショングループが2018年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年2月27日

株式会社ファンドクリエーショングループ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	村	茂
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂	本	潤

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンドクリエーショングループの2017年12月1日から2018年11月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファンドクリエーショングループの2018年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年4月9日

株式会社ファンドクリエーショングループ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 茂

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 潤

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンドクリエーショングループの2018年12月1日から2019年11月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2018年12月1日から2019年2月28日まで)及び第1四半期連結累計期間(2018年12月1日から2019年2月28日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンドクリエーショングループ及び連結子会社の2019年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。